

自治会運営方法の変更について（案）

1月18日現在現在案

【提案の目的】

自治会役員の引き受け手を確保し、自治会を継続させる事。

自治会40年史に「高齢化社会の到来を迎え曲がり角にきた自治会」とありますように、禅当寺団地誕生で設立された自治会は、40年以上経過し、会員の半数以上の方が70才以上となっています。まだ当分の間は、この高齢化が継続、進行していくと思われま

す。当初に比べて、自治会業務も次第に充実し拡大されてきています。一方、行政当局も地域密着型を理由に、行政の業務を町内会や自治会へ移管し、我々への依存度を増してきています。

こうした環境に、自治会運営の担い手は、発足後は現役の方々、ついで次第にお仕事を終了された現役卒業の方へと移行してきました。しかし、健康寿命の延長、定年年齢の引き上げなどで、多くの高齢の方が現役でお仕事をされるようになり、こうした方々中心の現在の自治会運営自体が行き詰まって来ています。

多くの現役世代会員や主婦の方は、自治会役員業務は時間的負担が大きい、大変であるということから、役員の引き受けにしり込みするのが現実ですし、ある意味その通り大変な業務です。（これを「でした。」と過去のものにすることが今回の目的です）

「この大変さ」を打破しなければ、自治会は消滅せざるを得ません。それには、自治会運営方法を変更し、誰にでも役員業務が出来るよう簡単にするしかありません。

そのため、業務をマニュアル化し、簡素に、短時間で業務が遂行出来るように自治会業務の執行方法を変更すれば、誰でもが引き受けられるようになると考えております。未経験者でも簡単に出来れば運営に熟練する必要がなく任期短縮につながります。

* 役員任期を短縮すれば、会則の「2. 役員選出細則」の（目的）第1条に叶った運営になり、多くの会員が役員を経験し自治会が将来も継続出来るものと考えております。

基本方策：業務の分業化で、役員・専門員の時間と労役の大幅な削減を目指す

I 【会長業務を減らす】

これまで、殆どすべての会議は会長をリーダーとした全常任役員又はそれに専門委員・組長を加えた全員で開催されています。これを、会長がリーダーシップを不要とする、例えば、定例行事等の業務は副会長に委任し、会長の自治会内の業務参加を削減する。会議参加回数の減少は、会議の議案書や議事録などの作成からも解放されます。格段に時間と事務量が減少します。

会長業務は、総会等の自治会の中核業務と対外折衝業務に絞ります。

II【会長以外の役員・専門員・組長業務の効率化】

ほぼ定例化している自治会業務を3分割し、各副会長に分担してもらいます。また、組長もこの各副会長の下に振分けます。これにより、自治会のすべての業務活動に最初から最後まで参加要請されていた副会長・会計・専門員・組長はイベントなど一部の分担外業務には、サポーターとして参加しますが、大半の分担外業務には非参加となり、これまでの時間と業務量を大幅に削減します。

会計、専門員は各担当業務に専念し、必要な会議のみに出席することで時間を削減します。

III【全業務でのマニュアル整備】

現在、例えば、花見の会を計画／準備／実施には、少なくとも最初の準備段階から「役員・組長会」の全員で協議し決定しています。この部分は従来の経験を生かしたマニュアルがあれば、全員参加の会議は不要です。更に、フォーマットを作っておけば、未経験者でもPCを使わずに手書きで記入するだけで書類の作成が出来ます。勿論、行事の実行段階になれば、従来通り全役員・組長・会員の参加協力の下で実施されます。回覧版の作成も同様です。

このように、業務のマニュアルを整備すれば、労力と時間のセーブになります。これまでの自治会活動の経験と知恵が蓄積されていますので、それを基にそれぞれの業務のマニュアル化は比較的容易に出来ます。

IV【実施要領】

新しい運営システムの実施概要を次のように考えています。今後更に煮詰めていきます。

役職と任期と組長の役務

1. 役員は、会長（1名）・副会長（3名）・会計（1名）の5名とします。
2. 役員任期、会長（2年）・副会長（1年・）会計（1年）とします。
3. 組長の任期、1年です。自組の会費の徴収・転入手続き・訃報報告をお願いします。
4. 専門員の任期は、行政関係団体の定めとします。

運営形態

5. 会長は全業務を総理しますが、実務は年次総会開催及び対外関連業務（連合自治会・役所関連・会員名簿の管理・助成金申請・地域防災訓練など地域行事参加）のみとします。
6. 定例業務を3分割し3班に振り分け、各副会長に分担して頂きます。
A班 花見会の開催 公園清掃・ゴミ集積場管理・回覧・防犯灯 その他
B班 納涼会開催 三角地帯清掃・ゴミ集積場管理・回覧・防犯灯 その他
C班 シニア会開催 階段道路清掃・ゴミ集積場管理・回覧・防犯灯 その他
7. 各組からの組長を8～9組で振り分け3班を編成し、各班で組長の互選で班長を決めて頂きます。
8. 各副会長は傘下に1班を持ち、班長と組長と協力して業務を遂行して頂きます。必要に応じて、班の運営委員会を開催して頂きます。
9. 会計は、役員会・総会以外の会議に出席する必要はありません（出席が必要な運営委員会は事前に連絡依頼してもらいます）。地区センターの会場予約をお願いします。
10. 会計監査業務は前年度の会計が会計締めの際に担当して頂きます。

11. 専門員は各担当に専念して頂き、年間の活動報告を会長に提出して下さい。会長が招集する年間数回の会議以外には出席の必要はありません。
12. 別組織の公園愛護会は自治会傘下に組み入れます。(子供会の扱いは今後の検討課題)。会議は、各副会長が開催する班としての運営委員会を除いて、必要に応じて開催する「役員による役員会」(現状の毎月開催から年数回予定)と、隔月に開催していた「役員・専門員・組長の全体会議」は年次総会と総会準備のための活動報告・次期組長報告会議を入れて年間2回に減らします。
13. 当分の間、顧問は置かず、会長の相談役として役員経験者を2名相談役に置きます。任期は定めず実務はなしとします。

次年度の役員、専門員、組長

14. 組長は、従来通り各組ごとに互選もしくは話し合いなどで選出して頂きます。
15. 専門員は役員、班長、組長以外の会員から立候補(回覧)して頂きます。
16. 会計監査は前年度の会計の方になって頂き、必要に応じて新会計の補佐をお願いします。
17. 副会長には、前年度の班長の方になって頂きます。
18. 会長・会計は立候補(回覧)か推薦して頂きます。不調の場合は副会長より指名します。
19. 役員、班長、専門員の経験者は、組長就任を1回だけ免除とします。改革案実行より後。

その他

20. 会長・副会長・会計・専門員・公園愛護会会長・班長・組長に「役職手当」を支払います。(相談役は実務がないので手当はなく、交通費など必要経費は支払います。)
21. 「役職手当」は年額、会長2万円 副会長・会計1万円・専門員(委員)5千円・公園愛護会会長5千円・班長4千円・組長3千円とします。(支払は任務終了の年次総会時)
22. 「交通費(電車かバス)・コピー代等業務遂行上の必要経費」は随時支払い。(要領収書)
23. 自家用車使用の場合は「交通費(車)」として、一律400円を随時支払い。
24. 実務にかかわる費用(イベント費用など)は、副会長が見積りを立て(過去の実例見本を作成します)会計に提出し、仮払いされ、領収書を添えて会計に精算します。
25. 総会準備役員会(役員・班長・組長・専門員・公園愛護会会長・子供会会長)を毎年1月に開催し、それぞれの担当業務に関する年次活動報告書・次期組長氏名等の総会用報告書を提出してもらいます。会長は、年次総会に関わる資料を作成して下さい。

今後の検討課題

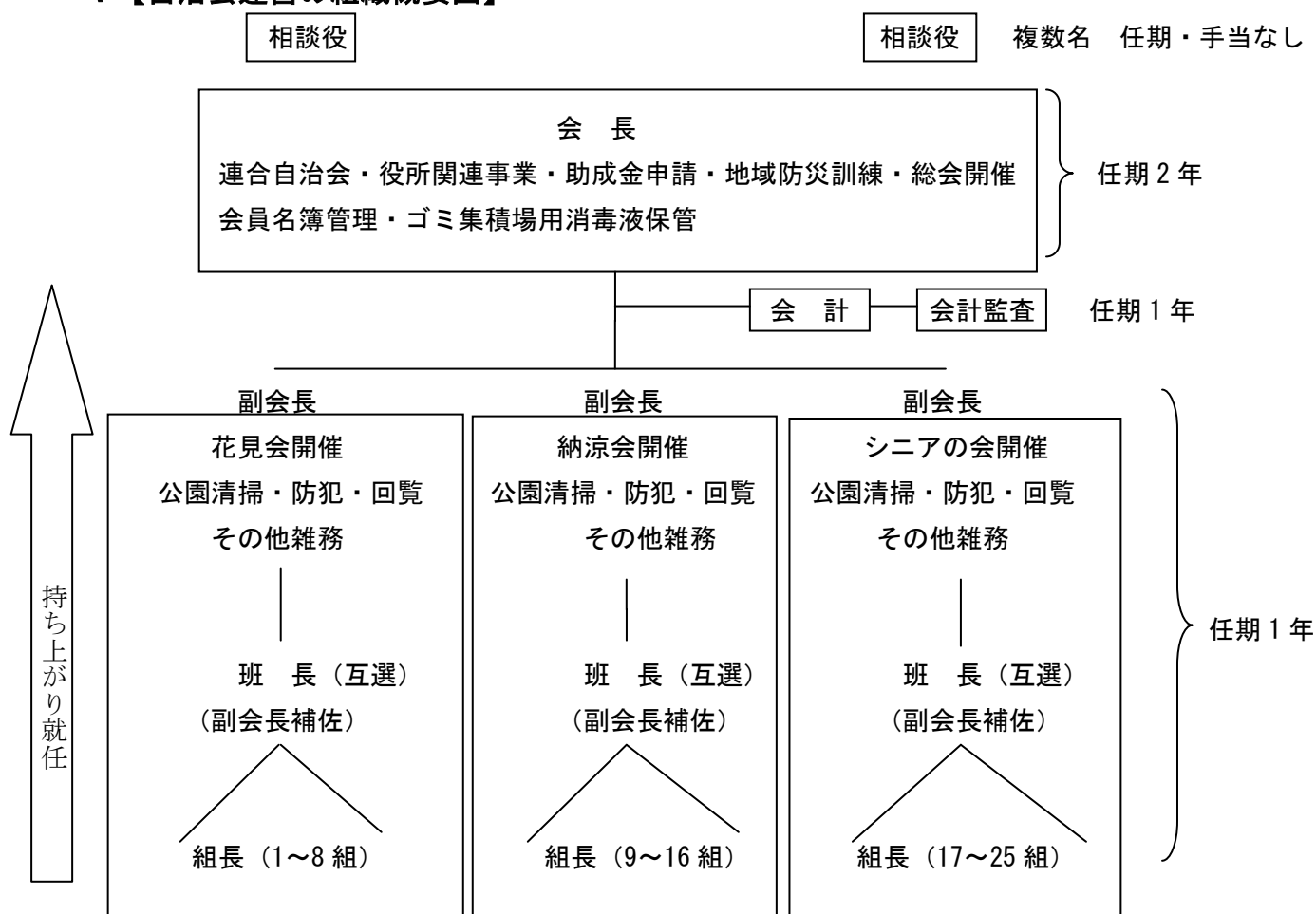
26. 高齢に伴う健康状態や空き家などで組員の少ない組の取扱(組長業務の担当間隔が均等になる様に近隣の組との統合)組毎に相談し会長に申請してください。
27. 現在別組織体の「子供会」と自治会の関係。
28. 参加者実績が会員戸数の10%(33人)に満たない行事の開催中止。

このシステム変更のメリット・デメリット

29. これまでの全役員は、すくなくとも年間19回(=常任役員会12回+役員組長会6回+総会1回)の会議に参加していますが、大幅に軽減されます。会長以外の役員任期を1年にするため、自治会にとられる時間と労務は大幅に軽減します。この実務回数と任期であれば、現役の方や主婦の方でも十分にこなせます。

30. 会長は、これ以外に連合自治会と区関連の会議があり、現在は年間 30 回以上の会議に出席、さらに会議のたびに議案書や議事録などを作成していますから、格段に自治会業務にとられる時間が減少します。
31. 業務の分担化とマニュアル化で執行しやすくなりますので、現役会社員の方や専業主婦でも役員業務ができます。
32. 専門員は自治会内会議への参加が減り、時間負担が少なくなります。
33. これまで長い間のやり方を変更するのですから、様々な予期しない問題点が出ると思います。これがデメリットといえどデメリットだと思います。しかし、最初から完璧なシステムはありませんから、その問題点をその都度知恵を使い解決することで、メリットに変えることができると思います。変更を恐れては、自治会運営は間違いなく先細りになります。まずは、トライすることと思います。

V 【自治会運営の組織概要図】



今回の改革（案）提出の実行責任がありますから、次期会長は現会長が留任の意志で今総会時に立候補し改革を推進する心づもりですが、承認されない場合は会長候補をあらためて募集します。

今後、班長が次期副会長就任を辞退される場合、回覧で副会長候補者を募集します。

副会長募集が不調な場合、花見・納涼会・シニアの会は開催せずそれ以外の業務を組長が行います。

副会長が3人に満たない場合は、他の副会長の協力でイベント開催も視野に入れて検討いたします。

会長・会計は回覧で候補者を募集します。会長・会計の候補者なき場合は副会長から指名しますが不調の場合は自治会活動を休止します。

専門員（委員）は回覧で募集します。候補者な場合は適任者なしと関係官庁に報告します。以上